

諮問第1219号
平成26年8月5日

情報通信審議会
会長 西田 厚聰 殿

総務大臣 新藤 義孝

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方

諮問第1219号

国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方

1 諮問理由

電気通信の番号の中で1から始まる3桁の1XY番号(X及びYは0～9の数字)は、桁数が短くダイヤルが簡単であり、1から始まるので特殊なサービスであることを想起しやすいという特徴を有している。このため、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」において、1XY番号の有効利用方策について検討し、その報告書において、その用途、基本的な方針を整理し、個々の番号ごとに利用方法を設定した利用指針を定めており、今日まで当該利用指針に基づき運用している。

また、1XY番号の用途については、1XY番号を利用する必然性が相対的に高い用途(優先度の高いもの)とそれに準じるものとの分類し、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類としており、具体的な用途は次のとおりとしている。

(1) A分類

- ア 緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途
- イ 基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途
- ウ 既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途
- エ 事業者共通のプレフィックスとしての用途

(2) B分類

A分類に準じる用途であって、加入者を直接收容する事業者のみがその直接收容する加入者に対して利用できるもの

ただし、基本的な方針として、A分類については広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから1XY番号の3桁を事業者間で統一して使用することとし、B分類については、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用することを定めている。

現在、国が提供する相談ダイヤルの多くは、全国統一番号サービス(0570から始まる10桁の電話番号)を利用しているところであるが、この長い桁数では覚えにくいいため、桁数が短くダイヤルが簡単な1XY番号を相談ダイヤルに利用することの相談を受けている。しかし、当該利用指針では、国が提供す

る相談ダイヤルについては、具体的な明記がされていない。

そのため、国が提供する相談ダイヤルの重要性に鑑み、どのような用途の相談ダイヤルであれば「平成10年度電気通信番号に関する研究会」で定められた用途に合致するのか、及び利用指針の変更が必要かどうかを検討する必要がある。

以上より、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について諮問するものである。

- 2 答申を希望する事項
国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方
- 3 答申を希望する時期
平成26年12月目途
- 4 答申が得られた時の行政上の措置
今後の情報通信行政の推進に資する。

情通審第16号
平成26年8月5日

電気通信事業政策部会
部会長 山内 弘隆 殿

情報通信審議会
会長 西田 厚聰

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」の
電気通信事業政策部会への付託について

平成26年8月5日付け諮問第1219号により、当審議会に諮問された「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」については、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づき、電気通信事業政策部会に付託する。